

## ■ 弁護団に依頼する場合の費用は？

依頼される時 / 着手金

1世帯（事業体）あたり1万円

\*ただし、裁判をする場合、裁判所に納める手数料（印紙代・郵便切手代）は、各自でご負担をお願いします。なお、裁判所の訴訟救助決定（印紙代の納付を裁判終結時まで猶予する制度）がなされる場合もあります。

事件終了時 / 報酬金

直接交渉やADRによる場合：経済的利益の3～5%

訴訟による場合：原則として経済的利益の10%

\*ただし、現実に支払われた損害賠償金などの10%を上限として、実際に行った手続きの内容と要した時間などを考慮して決定します。

### 【お問い合わせ先】

いわき事務局（広田法律事務所内）

〒970-8026 福島県いわき市平字八幡小路 66 番地 9

TEL 080-2821-1801・080-2821-3404

FAX 0246-24-2342

東京本部

〒110-0015 東京都台東区東上野 3 丁目 28 番 4 号

上野スカイハイツ 504 号室

TEL 03-5812-4671 FAX 03-5812-4679

<http://www.kanzen-baisho.com/>

みんなで取り戻そう！ふるさと

## 福島原発被害弁護団

～活動と参加のご案内～



### 弁護団はみなさんとともにたたかいます

被害者には、被害の具体的な実情に即した十分な賠償を受ける権利があります。私たちは、東京電力の不十分な賠償基準や、原子力損害賠償紛争審査会の「中間指針」等に依拠するのではなく、被害の実態を踏まえ、被害者のさまざまな要求を全面的に受け止めて、適正な賠償の実現に取り組みます。

私たちは、加害者である東京電力と国に対して、みなさんの元の生活とかけがえのないコミュニティを取り戻すために、必要かつ適切な除染等の原状回復措置や、帰還・移住の選択権を認めさせるなど、必要な施策を求めるみなさんの要求実現のために、ともに活動します。

# 福島地裁いわき支部に

避難者訴訟（原告数合計：585名）

第1次：2012/12/3 提訴      第4次：2014/5/21 提訴

第2次：2013/7/17 提訴      第5次：2015/2/18 提訴

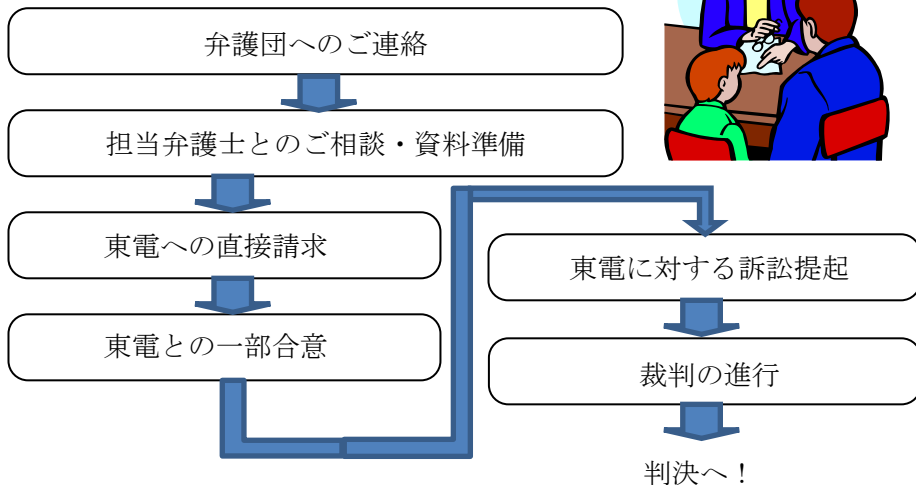
第3次：2013/12/26 提訴

強制的に避難させられている地域の方々の、東電を相手とする慰謝料や不動産等の賠償請求です。

## 避難者訴訟

### ■ 東電への直接請求と裁判による請求を並行して進めます

弁護団にご相談をいただいてから東電への請求、裁判までの流れは、次のようになっています。



\*訴訟を提起した後も、東京電力との一部合意を続けていきます。

弁護団と東電とは、月1回の交渉の場を持っています。たとえば就労不能損害や慰謝料の月10万円分などについては、一定期間ごとに一部合意し、支払いをさせます。

# 二つの裁判を提訴！

## 《いわき市民訴訟》

第1次 2013/3/11 日提訴 第2次 2013/11/21 日提訴

第3次 2014/12/17 日提訴 原告数合計：1574名

放射能汚染と地域の混乱をもたらされたいわき市民の方々による、  
国と東京電力を被告とする原状回復を求める訴訟です。

## ■ 避難者訴訟の具体的な請求金額は？

慰謝料や不動産の額について、原則として一律の基準で請求しています。

強制避難の慰謝料：一人月50万円

ふるさと喪失の慰謝料：一人2000万円

不動産損害：居住用不動産の面積と地価に応じた「再取得価格」

家財道具：損害保険の地震による家財被害額を参照した金額  
例) 1478万円 (世帯主60歳代、3人家族)

※不動産損害の金額については、以下のような考え方をしています。

福島県内の市街地で新たに不動産を購入して、生活再建ができるようにするための金額(=再取得価格)を確保し、かつ相当な範囲内で元の居住生活水準を維持し得るようにする。

そのために、元の宅地面積のうち、被災地域(相双地域)の平均宅地面積分(500㎡)までは県内市街地の平均宅地単価(38,000円/㎡)で算定。500㎡を超える部分は元の宅地の価額相当額(固定資産評価額×1.43)とする。建物は床面積に応じた再建築価格とする。

宅地・建物とも、その規模がフラット35(住宅金融支援機構)の全国平均住宅取得面積を下回る場合は、同平均取得金額を最低額とする。